仕　様　書

1　業務名称　　「令和９年城東区二十歳のつどい」における舞台演出・操作（舞台機構・舞台音響・舞台照明・映像機器）等技術提供業務委託

2　契約期間　　契約締結後～令和９年１月 10 日(日)
（実施日：令和９年１月 10 日(日)）

3　履行場所　　城東スギタクレストホール（以下、「区民センターホール」という。）
大阪市城東区中央３丁目５番 45 号
（城東区複合施設２階　城東区民センター）

4　配置人数　　明細書（別紙１）のとおり

5　業務の概要

本業務は、令和９年１月 10 日(日)に区民センターホールにおいて開催予定の「令和９年城東区二十歳のつどい」（詳細は別紙２参照）の実施に際し、当区民センターホール舞台設備の操作に関する技術的役務を供するなど、下記(１)～(４)の業務を行い当該事業の円滑な進行に資するものとする。

（１）　施設の舞台、音響、照明、映像の設備・機器・備品の設営、操作及び管理・運営。（タイムスケジュール等については、別紙２参照）

（２）　上記業務に関する委託者、城東区民センター指定管理者（以下、「施設指定管理者」という。）との相談、技術打合せ。

（３）　式典前日において、式典当日の進行を想定したリハーサルを実施すること。

（４）　その他、この仕様書に定めない事項については、書類等により確認を行うとともに、当区の指示を遵守すること。

6　城東区民センター対象舞台設備概要

別紙３のとおり

7　業務の管理

（１）　受注者は、本仕様書に基づき業務履行計画、実施体制、安全対策等の管理体制について策定し、本市に説明のうえ承諾を得ること。

（２）　受注者は、業務現場の内外を問わず、人命、財産に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理すること。

（３）　受注者は、業務の履行に際して大阪市区役所附設会館条例及び規則を順守すること。

（４）　受注者は、区民センターホール舞台機構の特性や機器の操作方法等、スムーズな舞台運営に必要な情報を把握したうえで業務にあたることができるよう、施設指定管理者と協議を行うこと。

８　業務責任者

受注者は業務従事者より１名業務責任者を選任のうえ、「業務責任者通知書」（別紙６）を提出し、本市担当者の承認を受けること。また次の業務を行わせること。

（１）　業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。

（２）　委託業務に関連する事項について本市と協議し、その指示に従い、本市担当者との連絡調整を図ること。

９　業務従事者

業務従事者については、下記の条件を満たすものであること。

（１）　委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。

（２）　委託業務履行にあたり、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護を遵守できる者であること。

（３）　業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間満了後、又は解除後においても同様とする。

10　備品の貸与等

（１）　本市は、委託業務の履行に必要な備品・機器について、本市が認めた範囲で、受注者に貸与または給付するものとする。
（対象備品・機器については、別紙３参照）

（２）　貸与された備品については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への持ち出しは禁止する。

（３）　貸与品の使用・破損等の取扱いは大阪市区役所附設会館条例施行規則（第15・16条）に基づくものとする。

11　鍵の管理

（１）　業務の実施にあたり、受注者が施設指定管理者より借り受けた鍵を紛失した場合は、施設指定管理者に確認のうえ、受注者の負担により錠の交換を行う。

（２）　受注者は鍵をいかなる場合も複製してはならない。

（３）　受注者は本市に無断で受託業務以外の目的で鍵を使用してはならない。

12　災害時の対応

実施日当日に大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合や、交通機関の計画運休が発表された場合は、速やかに本市担当者と開催の延期・中止等の協議を行うこと。

感染症の拡大や地震その他災害発生時には、本市担当者の指示に従い、必要に応じて開催の延期・中止の処置を行うこと。

13　業務報告等

（１）　受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、本市担当者に「業務完了届」を提出しなければならない。

（２）　本市は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

14　経費の負担

本業務にかかる人件費及び使用する用具等の一切は、受注者の負担とする。

ただし、地震・風水害・降雪・事件・事故等により、開催の延期・中止・縮小する場合は、本市と受注者で協議のうえ、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更・解除を行う。

なお、契約変更の結果、経費の精算が必要である場合は、係る費用を支払うものとする。

15　その他

（１）　舞台設備については高度な演出が可能な反面、重大事故のインシデントも含むことから、施設指定管理者により注意事項（別紙４のとおり）が定められている。

受注者は本注意事項について、応札前に必ず「16 施設指定管理者」に質しよく理解し、遵守のうえ本業務に臨むこと。

本注意事項を遵守するための諸経費（舞台設備管理者の手配またはイベント損害保険加入料など（別紙４ ③,④参照）については受注者の負担とする。

また、受注者は業務中に生じた事故について、一切の責任を負うものとし、万一、会場等に損害を与えたときは、その損害を負うものとする。

なお、舞台設備の操作にあたり本市所定の「誓約書」（別紙５）を契約締結後、速やかに施設指定管理者に提出すること。

（２）　受注者は、当日の進行等について、本市及び施設指定管理者と十分な打合せを行い、指示に従うこと。また、施設指定管理者が必要と認めた場合は施設指定管理者による立ち合いを承諾すること。

（３）　業務履行中に本市仕様書に記載のない疑義が生じた際は、都度本市と協議を行うこと。

（４）　受注者は、施設内の駐車場を利用する際は一般車両と同様に有料となる。

（参考）有料駐車場（１階・屋根あり）車高制限：3.2m

料金詳細：最初の 60 分まで 300 円／以降 30 分毎 200 円

（５）　応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

（６）　契約締結後、速やかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。

16　施設指定管理者

一般社団法人　城東鶴見工業会

電話：06‐6932‐2000

17　事業担当

城東区役所　市民協働課（市民活動支援グループ）

担当者　草野・彦野

〒536-8510　大阪市城東区中央３－５－45（３階 35 番窓口）

電話：06‐6930‐9093　　ＦＡＸ：050‐3535‐8685

（別紙１）

明　細　書

日　時	項目	人数	単価 （円・税抜）	価格 （円・税抜）
令和９年１月９日（土） 午後 （13 時 00 分～17 時 00 分）	舞台技術提供	人		
	音響技術提供	人		
	照明技術提供	人		
	映像技術提供	人		
令和９年１月 10 日（日） 午前 （9 時 30 分～12 時 30 分）	舞台技術提供	人		
	音響技術提供	人		
	照明技術提供	人		
	映像技術提供	人		
計				
消　　費　　税				
合　　計				

（別紙２）

「令和９年城東区二十歳のつどい」進行スケジュール（予定）

１　開催日時・場所

令和９年１月 10 日(日)　城東スギタクレストホール

１回目：開場　10 時 00 分

式典　10 時 30 分～10 時 51 分（予定）

２回目：開場　11 時 00 分

式典　11 時 30 分～11 時 51 分（予定）

２　タイムスケジュール

※公告時点の予定のため、今後変更が生じる場合があります。

【設営・リハーサル】

令和９年１月９日(土)　区分：午後（13 時 00 分～17 時 00 分）

13 時 00 分　　舞台設営及びリハーサル　開始

17 時 00 分　　終了予定

【本番当日】

令和９年１月 10 日(日)　区分：午前（９時 30 分～12 時 30 分）

９時 30 分　　機器チェック

10 時 00 分　　１回目　開場　※開始までＤＶＤ上映予定

10 時 25 分　　影アナ

10 時 30 分　　式典開始

開式宣言

国歌・大阪市歌斉唱

区長・実行委員会代表あいさつ

来賓紹介

花束贈呈

誓いのことば

10 時 51 分　　１回目終了予定

11 時 00 分　　２回目　開場　※開始までＤＶＤ上映予定

11 時 25 分　　影アナ

11 時 30 分　　式典開始

（１回目と同じ内容）

11 時 51 分　　２回目終了予定

12 時 30 分　　撤収完了

３　舞台仕様・レイアウト

【舞台】　演台、司会台、花台、主賓来賓席
　　吊り看板（横断幕・国旗・市旗取付け）
　　スクリーン昇降、引割り幕開閉

【音響】　影アナ・演台・司会台　マイク×３
　　国歌・市歌・ＢＧＭ再生（ＣＤ）、ライン入力（ＤＶＤ）

【照明】　舞台全体灯り、ホリゾント幕（ブルーグリーン）

【映像】　プロジェクター上映（市長挨拶ＤＶＤ等）

（参考）

（１）前回技術者対応実績

設営・リハーサル	５名（舞台２名、音響１名、照明１名、映像１名）
本番当日	５名（舞台２名、音響１名、照明１名、映像１名）

（２）前回舞台レイアウト

（別紙３）

城東スギタクレストホール音響設備

2022 年 4 月 1 日現在

名称	数量	メーカー	型番	備考
音響操作卓 A（デジタルミキサー）	1 台	YAMAHA	LS9-32	32 入力
リモートコンソールユニット	1 台	TOA	D-2012C	
デジタルミキシングプロセッサー	2 台	TOA	D-2008SP	
マルチチャンネルモニター	1 台	TOA	MP-1216	
デジタルパワーアンプ　150W×4ch	1 台	TOA	DA-150FH	
デジタルパワーアンプ　250W×4ch	2 台	TOA	DA-250F	
デジタルパワーアンプ　150W×4ch	2 台	TOA	DA-550F	
ラインコンバーター	1 台	TOA	LA-80MKⅢ	
ソリッドステートレコーダー	2 台	TASCAM	SS-CDR200	
CD プレイヤー	1 台	TOA	CD-50	
ダブルオートリバースカセットデッキ	1 台	TASCAM	202MK6	
メインスピーカー	2 式	TOA	SR-H3L＋SR-H2S	
サブスピーカー	2 式	TOA	SR-H3S	
サブウーハー	2 台	TOA	FB-120B	キャスター付
広指向性天井埋込型スピーカー	12 台	TOA	F-2351C	
ステージスピーカー	2 式	TOA	SR-F05＋SR-L05	ドリー付
移動型スピーカー	4 式	TOA	SR-F05＋ST-34B	スタンド式
デジタルワイヤレスチューナー	1 台	TOA	WT-D1804（4ch）	同時受信 6 波
デジタルワイヤレスチューナー	1 台	TOA	WT-D1802（2ch）	800MHz B 帯
ダイナミックマイクロホン A	6 本	SHURE	SM57-LCE	
ダイナミックマイクロホン B	6 本	SHURE	SM58-LCE	
ダイナミックマイクロホン C	4 本	SHURE	SM58SE	
コンデンサーマイクロホン A	4 本	AKG	C451B	
コンデンサーマイクロホン B	2 本	AKG	C568B	
コンデンサーマイクロホン C	6 本	AMCRON	PCC-16	
コンデンサーマイクロホン D	4 本	AKG	C414	指備品
ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）	6 本	TOA	WM-D1200	
ワイヤレスマイクロホン（ピン型）	6 本	TOA	WM-D1300	
ダイレクトボックス A	1 台	Radial	JPC	指備品
ダイレクトボックス B	2 台	BOSS	DI-1	指備品
マイクスタンド（卓上型）	6 本	TOA	ST-66A	
マイクスタンド（床上型）	4 本	K&M	ST-310F	
ブーム型マイクスタンド A	10 本	K&M	ST210B	
ブーム型マイクスタンド B	4 本	K&M	ST259B	
16ch マルチケーブル　（10m）	2 本	CANARE	161C10-E3	
16ch マルチケーブル（30m）	1 本	CANARE	16C30-E3	指備品

城東スギタクレストホール音響設備２

名称	数量	メーカー	型番	備考
16ch パラボックス	３台	CANARE	16J12F12	１台は囲備品
マイクケーブル A	２本	CANARE	EC05	
マイクケーブル B	10 本	CANARE	EC10	
マイクケーブル C	20 本	CANARE	EC20	
スピーカーケーブル A	６本	CANARE	SC05-NL	
スピーカーケーブル B	４本	CANARE	SC10-NL	
スピーカーケーブル C	２本	CANARE	SC20-NL	
ヘッドホン	１個	SONY	MDR-CD900ST	

城東スギタクレストホール照明設備

【照明灯体類】(調光操作卓　50ch　最大制御調光回路数　512 回路)

名称	数量	回路	仕様	備考
第1ボーダーライト	9	8	200W ミニハロ	舞台上前前方からの照明
第2ボーダーライト	9	8	200W ミニハロ	舞台上部中央からの照明
第1サスペンションライト	10	12	1000W ハロゲン平凸	舞台上部前方からの照明
	14	12	1000W ハロゲンフレネル	
第2サスペンションライト	10	12	1000W ハロゲン平凸	舞台上部中央からの照明
	14	12	1000W ハロゲンフレネル	
アッパーホリゾントライト	64	8	300W ハロゲン	上部からホリゾント幕への照明 4 色配線
ロアーホリゾントライト	9	8	300W ハロゲン×8 灯	床面からホリゾント幕への照明 4 色配線
天井反射板ライト 1	20	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
天井反射板ライト 2	20	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
天井反射板ライト 3	10	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
フロントサイドスポット	16	8	1000W ハロゲン平凸	下・上各 4 客席左右から舞台への照明
ピンスポットライト	1	1	1000W クセノン	調整室から舞台への照明

【照明ケーブル類】

名称	数量	仕様	備考
延長ケーブル	1	C30-C30－10m	5.5°　×3C
延長ケーブル	1	C30-C30－5m	
延長ケーブル	1	C30-C30－3m	
延長ケーブル	1	C30-C20－10m	3.5°　×3C
延長ケーブル	1	C30-C20－5m	
延長ケーブル	1	C30-C20－3m	
延長ケーブル	1	C20-C20－10m	
延長ケーブル	1	C20-C20－5m	
延長ケーブル	1	C20-C20－3m	
延長ケーブル	1	C20-C20－2m	

【スタンド・ハンガー・操作棒】

名称	数量	名称	数量
ハイスタンド	2本	ロースタンド	2本
3連トンボ	2本	小ベース	2枚
ボーダーハンガー	8本	操作棒	2本

城東スギタクレストホール映像設備

名称	数量	メーカー	型番	備考
プロジェクター	1台	日立	CP-WU9410J	
マルチスイッチャー	1台	興和	D-2012C	
ラインコンバーター	1台	タスカム	D-2008SP	
BD / DVD デッキ	1台	パイオニア	DA-150FH	
接続コネクターパネル	1台			
RGB→5BNC 10m	1台	イメージニクス	HDP-LD10	
ステレオミニ→RCA×2	1台			2m
ダイレクトボックス	1台	Radial	JPC	

舞台・音響・照明・映像備品・指定管理者所有分

名称	数量	メーカー	型番	備考
音響備品				
音響操作卓 A（アナログミキサー）	1 台	YAMAHA	MG10XF	音響セット
音響操作卓 B（デジタルミキサー）	1 台	BEHRINGER	X-32 COMPACT	
デジタルステージボックス	1 台	BEHRINGER	S16 16in /8 out	（X32 用）
パワーアンプ	2 台	CLASIC PRO		
パワードスピーカー	2 台	BOSE	S1-pro 最大出力 150W	音響セット
ミニパワードスピーカー	1 台	BOSE	Sound Link Color	
スピーカースタンド	2 台	JEMUE	K-306	
マイクケーブル A	2 本	CANARE	EC10	10m
マイクケーブル B	2 本	CANARE	EC20	20m
マイクケーブル - TS フォン	1 本	CANARE	PC10B	10m
マイクケーブル - TS フォン	1 本	CANARE	PC5B	5m
16ch マルチボックス貫通型	2 台	CANARE	16J12F12	
16ch マルチケーブル	1 本	CANARE	16C30-E3	30m
HDMI ケーブル	1 本	CANARE	HDMI10AE-EQ	10m
CD デッキ	1 台	Panasonic	SL-PS300	音響セット
MD デッキ	1 台	Panasonic	RS-TR515	音響セット
ワイヤレスマイク	5 本	TOA	WM-1220	大会議室･事務室
ワイヤレスヘッドセット一式	1 式	SHURE	BLX14J/SM35	音響倉庫保管
照明備品				
LED PAR ライト	20 台			150W
ETC ソースフォー ライト	4 台			
ソースフォー・ゴボ	6 枚	木っ端×4、街シルエット×1、月×1		
ミラーボール	1 台			
映像備品				
200 インチ組み立て式スクリーン	1 台			
高輝度プロジェクター	1 台	EPSON	EBW2155	5500Lm
その他備品				
フルコンサートグランドピアノ	1 台	カワイコンサートグランドピアノ EX（49A=442Hz）		
バレエマット	9 枚			
飛沫感染防止用アクリル板	2 枚	幅 800mm×高さ 910mm 1 枚 / 幅 600mm×高さ 500mm 1 枚		
マイクスタンド取り付け型木製トレイ	1 台	K&M	K&M 122A	

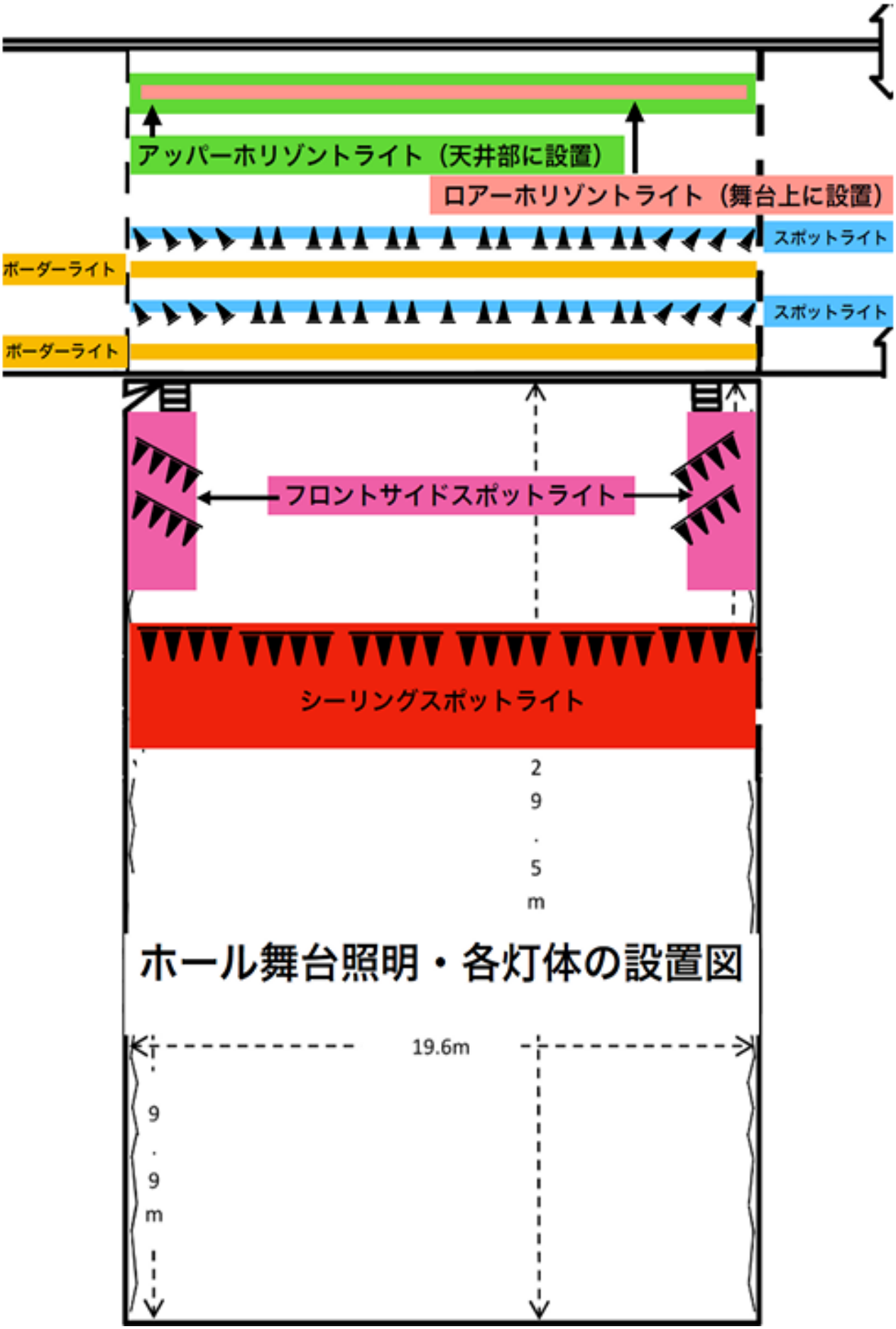
アッパーホリゾントライト（天井部に設置）
ロアーホリゾントライト（舞台上に設置）
スポットライト
ボーダーライト
スポットライト
ボーダーライト
フロントサイドスポットライト
シーリングスポットライト
29.5m
ホール舞台照明・各灯体の設置図
19.6m
9.9m

（別紙４）

【重要】特定舞台設備使用に際しての注意事項

①特定舞台設備と舞台技術者について

・城東区民センターのホールに設置されている以下の設備を特定舞台設備と呼びます。

「舞台音響設備、舞台客席照明設備、舞台機構操作盤、昇降式スクリーン、昇降式スクリーン用プロジェクター、反響板、吊りバトン、各種舞台幕」

・特定舞台設備を使用する際は設備保全や重大事故防止のため十分な知識と経験を有している専門家（以下、舞台技術者と言います）の手配が必要です。舞台技術者以外（城東区民センター指定管理者を含む）は上記設備の操作を行えませんのでご注意ください。

・特定舞台設備（舞台技術者の手配）が必要なイベントを行う際は、設備と会館の保全のため、必ず利用者・舞台技術者・指定管理者の三者を交えた打合せを行い、イベント内容の精査や舞台技術者が知識と経験を有しているか確認を行わせていただきます。

（指定管理者がそれらを不適切だと判断した場合や打合せを行えない場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。また、設備が使用できないことによって生じた損害に対して、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません）

・上記の精査を終えた後に、「特定舞台設備の使用許可」を出します。**「会館の使用許可書」を発行した時点では「特定舞台設備の使用許可」は出していませんのでご注意ください。**

・打合せはイベント開催日の２ヶ月前を目安に案内のご連絡をさせて頂きますので、必ず連絡を取れるようにしておいてください。

②舞台技術者の手配について

・舞台技術者の手配は利用者で行って頂きます。指定管理者は舞台技術者の手配を行いません。

・舞台技術者に心当たりがない場合は、**指定管理者にご相談して頂ければ舞台技術業者を紹介させて頂きます。**

・指定管理者が紹介する舞台技術業者は特定舞台設備に関する保守点検業務を行っており、後述の「舞台設備管理業務」も兼ねて行うことができるため、**指定管理者が紹介する舞台技術者に発注を行う場合は、舞台設備管理者の発注を行う必要はありません。**

・指定管理者に舞台技術業者の紹介を求める場合、イベント開催日の２ヶ月前までに下記問い合わせ先にお申し出ください。

・利用者と舞台技術業者との直接契約となるため、舞台技術者派遣料の見積や特定舞台設備の使用に関する相談はすべて舞台技術業者に直接行ってください。また、指定管理者が紹介する舞台技術業者との間で、契約が成立しなかった場合は別の業者を利用者自身で手配してください。指定管理者は関与しません。

城東区　　受注者

③舞台設備管理者について

・利用者が独自で手配した舞台技術者が特定舞台設備を使用する際、特定舞台設備の保全と管理及び重大事故防止のため、指定管理者が紹介する舞台設備管理者の手配をお願いしております。**（舞台設備管理者の発注は任意のため、派遣料（人件費）は利用者の負担となります。指定管理者は設備管理業務を行えませんので、イベントの安全、円滑な運営のためにも派遣を推奨しております）**

・舞台設備管理者は舞台技術者に対し、特定舞台設備に関する説明や質問への回答、持ち込み機材等が問題なく使用できるかの精査、トラブル時の対応などを行うことで、イベントを安全、円滑に進行させるための設備管理業務を行います。

・舞台設備管理者の発注を行って頂ける場合は、発注や請求などの契約は打合せ時に行います。事前の見積やその他質問等は下記問い合わせ先にお問合せください。

③、④については、受注者が費用負担
仕様書　15 その他（１）参照

④舞台設備管理者の発注をしない場合

・（別添）「城東スギタクレストホール舞台設備等使用申込書」に記載する確認事項に全て同意・承諾の上、使用していただく必要があります。

・利用者が手配した舞台技術者が、特定舞台設備等に対し損害を発生させた時の賠償責任の担保のため、**「イベント損害保険」**に必ず加入して頂きます。

・どのような「イベント損害保険」に加入するのかは利用者自身でご検討をお願いします。

・打合せ時に「イベント内容」「舞台技術者」「イベント損害保険の内容」を精査します。

・問題がないと判断した際は、「イベント損害保険の契約書の写し」と「舞台設備使用申込兼誓約書」を提出して頂きますので、「イベント損害保険の契約書の写し」を必ず打合せ時に持参してください。

・「誓約書」と「イベント損害保険の契約書の写し」の提出を拒否された場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございます。

・また、それに際して生じた損害に対し、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません。

TEL:06-6932-2000　FAX:06-6167-7703　Email:jtcenter@wing.ocn.ne.jp
大阪市立城東区民センター指定管理者　一般社団法人城東鶴見工業会

区役所附設会館条例【抜粋】
第７条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用を許可してはならない。
（２）　建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき

第８条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行会館からの退館を命ずることができる。
（２）　前条各号に定める事由が発生したとき

（別紙５）

城東スギタクレストホール舞台設備使用申込兼誓約書

使用日　　令和　　年　　月　　日　　時　　から　　時

　城東スギタクレストホールで事業を実施するにあたり、別添一覧にある
（　□　舞台設備　□　音響設備　□　照明設備　□　映像設備　）を使用したいので、
裏面確認事項について全て確認・承諾の上、申し込みます。

令和　　年　　月　　日

城東区民センター　指定管理者　様

（受注者）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

●誓約事項

□　設備の操作は十分な知識と経験を有している専門家で対応します。

□　設備機器の使用（準備時、撤収時を含む）に伴って生じるすべての事故については故意、過失の別なく、申込者により一切の責任を負います。また、賠償のリスクに対応した保険に必要に応じて加入します。
・設備機器、施設及び器物の破損、故障等のいわゆる物損事故
・死亡、負傷、後遺障害にかかるいわゆる人身事故
・他の事業、公演等に影響を与えたことで発生した損害事故

□　設備機器の使用前に指定管理者またはその代理者（以下、指定管理者という）より操作及び施設設備の特性についての事前説明を受けます。また、事前説明は指定管理者の指定する日程にて受けます。

□　設備機器使用にあたり別途費用が発生した場合は申込者により負担します。

□　設備機器の操作はすべて申込者または申込者が派遣した技術者にて行います。

□　事業終了後には、予約した時間内において、使用した全ての設備機器の点検、清掃及び初期状態への復旧を行います。

□　指定管理者等の点検において所定状態に復帰していないことが判明した場合、申込者の責任において直ちに技術者を派遣して復帰作業にあたります。

□　設備機器使用後、他の事業者等の操作によって事故が発生したとき、申込者により所定状態に復帰していなかったことなど、原因が申込者にあることが判明した場合は一切の責任を負います。

□　設備機器以外の機器類の持ち込み使用を行う場合は、事前に指定管理者等と協議を行い、その条件に従います。

□　設備機器の操作状況について、証拠保全のため指定管理者によりカメラ撮影・録画のうえ保存することに同意します。

※本文中、「申込者」は「受注者」のことを指します。

（別紙６）

業　務　責　任　者　通　知　書

令和　　年　　月　　日

城東区長　　様

受注者　所　　在　　地
商号または名称
代　表　者　名

次のとおり定めましたので通知します。

記

１　委　託　名　称：「令和９年城東区二十歳のつどい」における舞台演出・操作
（舞台機構・舞台音響・舞台照明・映像機器）等技術提供業務委託

２　業務責任者名：

再委託に関する特記事項

1　本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（2）本仕様書の「6主要業務」に記載の業務

2　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3　受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4　受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5　地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：０６－６９３０－９１０１）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。